

令和元年度

札幌市地域福祉社会計画審議会

議 事 録

日 時：2019年5月29日（水）午前10時開会  
場 所：カナモトホール 2階 第1会議室

## 1. 開 会

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和元年度札幌市地域福祉社会計画審議会を開催いたします。

なお、札幌市民生委員児童委員協議会副会長の紙谷委員からは、若干遅参するというご連絡をいただいております。

改めまして、本日は、お忙しい中をお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局総務部地域福祉推進担当課長の小関と申します。

議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、皆様への委嘱状につきましては、本来であれば、お一人お一人に手交すべきであることは承知しておりますが、時間の都合上、誠に恐縮ですが、事前にお手元に置かせていただいておりますので、ご確認いただきますよう、お願いいたします。

次に、当審議会の定足数についてご報告いたします。

本日は、委員総数17名中16名の皆様にご出席いただいていることから、札幌市地域福祉社会計画審議会規則第4条に規定する定足数を満たし、成立することをご報告いたします。

## 2. 挨拶

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、審議会の開会にあたり、札幌市保健福祉局の木下局長から挨拶申し上げます。

○木下保健福祉局長 改めまして、保健福祉局長の木下でございます。

皆様には、大変お忙しい中、札幌市地域福祉社会計画審議会の委員にご就任をいただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から札幌市の社会福祉施策において大変なご尽力をいただいておりますことに、改めて厚くお礼を申し上げます。

年号が変わって令和の時代となりましたが、福祉に関するニーズは今後もさらに多様化、複雑化していくものと思います。新たな課題として、子育てと親の介護を同時に行うというダブルケア、また、無職でひきこもり状態にある子どもと高齢の親が同居する8050問題など、複合的かつ複雑な福祉問題が顕在化してきております。各種課題の解決に向けて、これまで以上に地域住民、事業者、行政等が連携し、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを行っていく必要があると考えております。

このため、札幌市では地域福祉社会計画2018を策定し、みんなで支えあい住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろを基本理念として、高齢者や障がいのある方を含む全ての市民が地域づくりに参加し、助け合えるまちづくりを目指しております。

また、認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性が非常に高まってくるものと思われまます。そこで、今後の利用をさらに促進するための基本計画

を策定してまいりたいと考えております。

当審議会では、これらの計画につきまして調査、審議を行っていただきます。委員の皆様には、それぞれのお立場で、幅広い視点からご意見をいただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

#### ◎資料確認

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　ここで、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

まず、令和元年度札幌市地域福祉社会計画審議会の次第があります。次に、座席表、委員名簿と続きまして、資料として、資料１の札幌市地域福祉社会計画審議会規則、資料２の札幌市成年後見制度利用促進基本計画策定のための権利擁護部会の設置、そして、資料２の別紙として権利擁護部会委員構成（案）があります。続いて、資料３の札幌市地域福祉社会計画２０１８の概要、最後に、札幌市地域福祉社会計画２０１８の本書を添付しております。

皆様、不足等はございませんか。

#### ◎委員及び事務局紹介

○事務局（小関地域福祉推進担当課長）　次に、各委員の皆様から自己紹介をいただきたく存じます。

大変恐縮ですが、紙谷委員から順に、所属やお名前など、自己紹介をお願いいたします。

○紙谷委員　遅れて大変申しわけございませんでした。

私は、札幌市民生委員児童委員協議会副会長の紙谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗山委員　白石地区福祉のまち推進センターの栗山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠原委員　おはようございます。一般社団法人Wellbe Designの篠原と申します。

当法人は、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員協議会の皆様方のような地域福祉を推進している皆様方のアドバイザー活動などをさせていただいております。よろしく願いいたします。

○瀬川委員　おはようございます。札幌市社会福祉協議会で常務理事をしております瀬川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員　札幌市ボランティア連絡協議会の会長をしております高橋唯之です。よろしく願いいたします。

○小林委員　おはようございます。老人クラブ連合会の事務局長をしています小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生出委員 おはようございます。公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会の事務局長の生出と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤委員 札幌市老人福祉施設協議会の会長をしております加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○中田委員 おはようございます。札幌市生活就労支援センターステップで主任相談員をさせていただいております中田と申します。

各分野の名士の皆様とこのような会をご一緒させていただき大変恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

○由井委員 おはようございます。一般社団法人札幌市介護支援専門員連絡協議会の由井と申します。よろしくお願ひします。

○小池委員 札幌市学校教護協会の理事長を務めております、札幌市立平岡中学校の小池です。

教護協会というのはぴんとこないかもしれませんが、札幌市内の中高175校全ての学校が加盟して、子どもたちの見守り、健全な育成を図っている団体です。よろしくお願ひいたします。

○関口委員 弁護士の関口でございます。

市町村が身寄りのない高齢者、障がい者の支援体制をつくるときの市町村側へのアドバイスを2008年からしております。よろしくお願ひします。

○畑委員 皆さん、おはようございます。北星学園大学の社会福祉学部で教員をしております畑と申します。

福祉の専門的な研究分野はとお聞きいただくことがありますが、対象を問わない形で地域であらゆる人の生活を支えていくという福祉の役割について研究しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○倉本委員 おはようございます。初めて応募させていただいた倉本と申します。

普段は、地域の自治会の会長をしております。それから、仕事も普通にしております、家族は、高齢の母の介護をしながら、障がいのある息子のことも色々やっておりますので、色々な思いがあつてここに来ました。どうぞよろしくお願ひします。

○塚本委員 おはようございます。公募委員として迎えていただきました。

現在、札幌市東区札幌地区の民生委員をやっております。それから、町内会の会長も12年間やりまして、今もまだ顧問として活動しております塚本と申します。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員 おはようございます。私は、障がいによるまちづくりサポート代表ということでここに参加させていただいております。

私は、4年前に障がい者になりました。ですので、健常者の時には気づきもしなかったこと、見えもしなかったことがたくさんあります。自分が当事者になって見えてきたこと、気づいたことを踏まえてまちづくりサポーターをさせていただいて、色々な活動に関わら

せてもらう中で、自分にしかできない役割もあると思います、こういったそうそうたるメンバーの中にお邪魔させていただきました。

今後、何か役に立てることがあればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） どうもありがとうございました。

本日、業務のため欠席されていますが、札幌市医師会理事の荒木啓伸様に委員にご就任いただいております。

続きまして、当審議会の事務局を担当する札幌市保健福祉局の関係職員を紹介いたします。

○事務局（富樫総務部長） 皆さん、おはようございます。総務部長の富樫と申します。よろしく願いします。

○事務局（野浪地域福祉推進係長） 地域福祉推進係長の野浪でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） 札幌市保健福祉局福祉活動推進担当係長をしております北村と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（渡邊職員） 地域福祉推進係の渡邊と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（下山職員） 同じく、担当の下山と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） オブザーバーとして、保健福祉局関係課の職員が参加しております。

総務部保護自立支援課の庄司保護自立支援担当係長でございます。

保健所の矢ヶ崎医療企画係長でございます。

障がい保健福祉部の平塚事業計画担当係長でございます。

高齢保健福祉部の太田企画調整担当係長でございます。

また、札幌市社会福祉協議会から、前田総務課長、柏地域福祉課長に参加していただいております。

議事に移る前に、1点ご報告いたします。

当審議会は公開であり、傍聴席を設けております。皆様の発言は、会議録として整理し、後日、札幌市のホームページに掲載することをご承知おき願います。

### 3. 議 事

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、これより議事に移ります。

本来であれば、議事は会長が議長となり進行することとなりますが、会長及び副会長が未選出でありますので、選出まで私が進行させていただきます。

会長と副会長は、資料1の札幌市地域福祉社会計画審議会規則の第3条第1項に規定されているとおり、委員の互選とされております。

自薦、他薦は問いませんので、どなたか推薦はございませんか。

○高橋委員 事務局に一任いたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） ただいま、事務局案をとというご提案がありましたが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、事務局から提案させていただきます。事務局案としては、会長に畑委員、副会長に篠原委員をご提案いたします。

畑委員は、北星学園大学で社会福祉について教鞭をお執りになる一方、札幌市の福祉のまち推進事業で講師を務めるなど、札幌市の地域福祉に精通されております。

篠原委員は、北海道地域福祉学会理事兼事務局長を務めており、また、社会福祉協議会の職員として勤務されたご経験があり、地域福祉の実践者としてご活躍されております。

こちらのお二方をご提案いたしたいと考えております。いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、会長を畑委員、副会長を篠原委員にお願いいたしたいと存じます。

畑会長と篠原副会長は、中央の席へお移りいただきますよう、お願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 恐縮ですが、ご挨拶を頂戴いたしたいと存じます。畑会長、よろしくお願いいたします。

○畑会長 改めまして、会長を仰せつかりました北星学園大学の畑でございます。

札幌市の様々な事業で協力をさせていただきましたが、まだまだ若輩者で力不足のところもあるかと思えますけれども、ぜひ皆さんと協力しながら、よりよい札幌を目指して尽力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○篠原副会長 改めまして、一般社団法人Wellbe Designの篠原と申します。

この青い冊子の計画策定の際にもこちらの審議会に参画させていただき、無事に委員を務めさせていただいたところですが、またご縁があり、引き続き副会長ということでご協力させていただきたいと思っております。ただ、畑先生同様、若輩者ですので、皆様方の忌憚のないご意見とご協力により、無事に委員を務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それでは、今後の進行は畑会長にお願いいたします。

○畑会長 それでは、ここからの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事が幾つかありますが、ぜひ皆さんに協力いただいて、円滑に進行してまいりたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、札幌市成年後見制度利用促進基本計画策定のための権利擁護部会の設置について、事務局からご説明をお願い申し上げます。

○事務局（北村福祉活動推進担当係長） それでは、札幌市成年後見制度利用促進基本計

画策定のための権利擁護部会の設置について説明させていただきます。

右上に資料2と記載されているA3判の資料をごらんください。

それでは、1の権利擁護部会の設置についてでございます。

当審議会は、札幌市地域社会福祉計画の調査、審議並びに札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定等を所管しております。

後者の成年後見制度ですが、認知症高齢者や知的障がい者など判断力の不十分な方々の判断を、親族や弁護士、司法書士など他の者が補うことによって、本人の財産や権利などを保護、支援するための制度で、2000年4月に従来の禁治産者制度にかわって制定されました。

この成年後見制度の利用促進に向けた基本計画の策定ですが、極めて専門性の高い知識が求められることから、成年後見制度に精通した弁護士や司法書士、福祉団体の方々のご意見などを頂戴しながら計画策定を行っていく必要があると考えております。

そこで、当審議会に、成年後見制度に関する専門的な事項を審議する権利擁護部会を別途設置したいと考えております。

四角で網かけした審議会及び権利擁護部会の組織イメージをご覧ください。

当審議会については、主に地域福祉社会計画に関する関係者にて構成されているため、地域福祉社会計画に関する調査及び審議を行っていただき、再度の説明となりますが、成年後見制度利用促進基本計画に関する調査及び審議については、専門職等で構成する権利擁護部会で審議いただきたいと考えております。

部会の委員構成案ですが、右上に別紙と記載されているA4判の資料の権利擁護部会委員構成案をご覧ください。

権利擁護部会の委員として、審議会委員という欄に丸が付記されている6名は兼任となります。また、新たに7名の方に権利擁護部会の委員にご就任いただきたいと考えております。

権利擁護部会の委員に新たにご就任いただく方として、福祉サービスにかかわる団体からは、札幌市内にある障がい者相談支援センターの後方支援を行い、地域支援体制の構築を担う基幹型相談支援センターさっぽろ地域づくりネットワークワン・オールの赤杉様、学識経験者として、前旭川大学の保健福祉学部教授をお務めになられており、現在は札幌市の市民後見推進事業運営委員会の委員で、北海道地域福祉学会監事の白戸様、権利擁護部会にかかわる団体の代表者として、北海道税理士会青年後見支援センター長の石川様、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部相談役の岩井様、北海道社会福祉士会道央地区支部長の菅様、札幌後見支援の会会長の半藤様、北海道成年後見支援センター理事の南方様、以上、成年後見制度に関わりの深い13名の委員の皆様に権利擁護部会の委員にご就任いただきたいと考えております。

そこで、本日、委員の皆様にご審議いただきたい点が2点あります。

一つ目は、札幌市附属機関設置条例第6条第1項において、附属機関は、特定又は専門

の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができると規定しております。

そのことから、成年後見制度利用促進基本計画に関する調査及び審議について、権利擁護部会を設置し、審議していただくということによろしいかという点です。

二つ目は、札幌市附属機関設置条例第6条第2項において、附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができると規定していることから、当審議会へのご報告はさせていただきますが、権利擁護部会での決議を附属機関である当審議会の決議とさせていただきたいということです。

それでは、改めまして、成年後見制度利用促進基本計画が求められている背景について説明いたします。

下の2の利用促進計画策定の背景をご覧ください。

2000年に施行された成年後見制度は、制度開始以降、認知症高齢者数と比較して利用者数が著しく少ない等の課題がありました。

そのため、国は、2016年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律を施行、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定し、市町村に対し、当該制度の利用促進に関する施策についての計画策定に努めるよう規定されました。

そこで、札幌市としても、成年後見制度の利用促進に向けて必要な措置を講じていく必要があります。

次に、3の札幌市の成年後見制度の利用状況等でございます。

札幌市における成年後見制度利用者数は、2019年4月1日時点で約2,200人であり、2018年度1年間における申し立て件数は約350件でした。

一方で、当該制度の潜在的な利用者である認知症高齢者数、精神手帳及び療育手帳所持者所持者数は約10万人おり、今後も増加が見込まれることから、権利擁護支援を要する人の発見や支援に資する体制を札幌市としても整えていく必要があります。

次に、4の市町村に求められる役割でございます。

国が定めた利用促進基本計画では、市町村は2021年度までに下記の1から3までの体制整備を求められております。

一つ目として、市町村利用促進計画の策定でございます。

本市における市町村利用促進計画である札幌市成年後見制度利用促進基本計画策定に当たっては、権利擁護部会において審議を行い、2020年10月の計画策定を目指したいと考えております。

二つ目は、合議制機関の設置です。

これは、本年4月に札幌市附属機関設置条例を改正し、当審議会を設置させていただいております。

三つ目は、成年後見制度における地域連携ネットワークの整備です。

地域連携ネットワークとは、成年後見に関する相談窓口を整備するとともに、権利擁護



支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるものです。その構成要素である中核機関、協議会、チームの構成が求められており、権利擁護部会において審議を行い、体制整備を具体化していきたいと考えております。

次に、5の権利擁護部会のスケジュール及び各計画の実施期間についてでございます。

権利擁護部会の設置をご承認いただけた場合、2019年度中に全5回開催し、計画策定や体制整備についてご審議いただき、2020年10月から第1期の札幌市成年後見制度利用促進基本計画を開始したいと考えております。

また、第2期の札幌市成年後見制度利用促進基本計画については、国の計画策定ガイドラインにおいて、地域福祉計画と一体型計画とすることを可能としていることから、2024年4月に開始予定の次期札幌市地域福祉社会計画への統合を図ることを考えており、次期審議会においてご審議いただきたいと考えております。

以上で、札幌市成年後見制度利用促進基本計画策定のための権利擁護部会の設置についての説明を終わらせていただきます。

○畑会長 以上、ご説明いただきましたが、札幌市における成年後見制度の利用促進に関する計画策定ということで、当審議会に権利擁護部会を設置して、その部会の中で専門的な事項を審議してまいりたいとのことです。

提案事項としては2点ありましたが、まず、1点目は、部会の設置に関するものでして、札幌市附属機関設置条例の第6条第1項に基づいて、当審議会が必要と認められた場合に設置できることになっておりますので、その条例に基づき、ご提案いただいたとおり、当審議会の中に部会を設置したいということです。

こちらの設置についてはいかがでしょうか。皆様からご質問、ご意見があればいただきたいと思っております。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、設置についてはお認めいただいたということでございます。

もう一点は、同条例の第6条第2項に基づいた提案ですが、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができるということです。権利擁護部会の決議をもって本審議会の決議にかえることができるため、成年後見制度利用促進基本計画の策定等については、権利擁護部会の決議で審議会の決議とするという形のご提案となっております。

こちらに関して、皆様からご意見、ご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、お認めいただいたということで、議題2は終了とさせていただきます。

続きまして、議事3の札幌市地域福祉社会計画2018及び今後のスケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(北村福祉活動推進担当係長) 札幌市地域福祉社会計画2018及び今後の審議会のスケジュールについて説明させていただきます。

右上に資料3と記載されているA3判の札幌市地域福祉社会計画2018の概要をご覧ください。

まず、1の計画策定の趣旨でございます。

(1) 国の動向ですが、少子高齢化・人口減少社会における国の抜本的な対応策を示したニッポン一億総活躍プランにおいて、全ての人々が地域や生きがいに参加する地域共生社会を掲げており、各自治体の取り組みを推進しているところです。

次に、(2)の札幌市における現状と課題ですが、大きく二つの面による課題が挙げられております。

一つ目は、社会情勢や暮らしの変化によって生じる課題です。

高齢者や障がい者の方々の増加、核家族化や近隣関係の希薄化により、困り事を変える世帯や社会的に孤立した世帯が増加し、ダブルケアや8050問題など複合的な課題や、ごみ屋敷などの制度の狭間の課題を抱えた世帯の増加も懸念されております。

二つ目として、地域生活を支える上での課題です。

地域への帰属意識の低下による地域福祉活動の担い手の不足や、介護、障がい、子育て、医療など、対象者や分野ごとの相談支援体制の充実が図られてきましたが、複合的な課題や制度の狭間の課題等に対して包括的な対応が困難となっております。

そのような状況の中で、本市では、幅広い市民の主体的な参加と、事業者や行政等の協働により、地域福祉の推進に資する取り組みを進め、みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろの実現を目指すことといたしました。

続いて、2の計画の位置づけであります。

本計画は、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画となっており、札幌市の総合計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンの地域福祉分野の個別計画に位置づけられております。

また、資料にあるイメージ図のとおり、札幌市高齢者支援計画2018やさっぽろ障がい者支援プラン、さっぽろ医療計画2018など、保健福祉分野の各個別計画の地域福祉分野にかかわる個別施策を総合的、横断的に推進する計画となっており、札幌市社会福祉協議会が策定した札幌市民福祉活動計画と連携した計画となっております。

続いて、3の計画期間ですが、2018年度から2023年度までの6年間と定めております。

続いて、4の計画体系と施策の展開ですが、この計画の基本理念には、みんなで支え合い住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちさっぽろを掲げており、その実現のために三つの基本目標と八つの施策を設定しています。

基本目標以下の取り組みについては、右側のページで説明いたします。

なお、八つの施策のうち、本計画から特に充実させる取り組みとなったレベルアップ事業と新規の取り組みについて説明いたします。

まず、基本目標1の市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します、に掲げる施策1の福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上の主な取り組みです。

レベルアップと記載しておりますが、福祉推進委員会や福祉活動に取り組む単位町内会の課題解決の調整に中心的な役割を担う活動者の育成に向けて取り組んでいきます。

次に、一つ飛ばしまして、施策3の重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進の主な取り組みとして、地域見守りネットワーク推進会議の開催を掲げております。

重層的な見守りを構築するために、協定を締結した企業や相談支援機関、住宅団体などに参加する市レベルでのネットワーク推進会議を区レベルでも開催、展開していきます。

次に、基本目標2の暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます、に掲げる施策4の誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことのできる体制整備の主な取り組みです。

先程、札幌市成年後見制度利用促進計画を策定のための権利擁護部会の設置についてご承認いただきましたが、本人の心身の状況等に配慮した後見活動が行われるような体制や仕組みについて検討していきます。

次に、一つ飛びまして、施策6の多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実の主な取り組みです。

新規と記載しておりますが、専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつける仕組みの検討として、困難な課題を抱える世帯が地域で埋もれることなく発見され、また、その解決のために、既存の専門機関や住民主体の組織を包括的に結びつけるような仕組みについて検討してまいります。

最後に、基本目標3として、安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます、を掲げております。

続いて、資料の裏面に参ります。

札幌市地域福祉社会計画2018の推進についてご説明いたします。

1の進行管理・評価です。

現行計画は、市民、事業者、行政等による協働、社会福祉協議会との連携により、本計画に基づく各事業を実施しております。

本計画関連事業は、年1回、所管部局からの報告を受け、推進状況を確認し、その際、所管部局で事業の自己評価を行うこととしております。また、適宜、当審議会に進捗状況を報告し、評価、ご意見を頂戴しながら計画を検証し、その後の事業実施に生かしてまいります。

続きまして、2の今後のスケジュールでございます。

記載しておりますスケジュール表のとおり、現在の地域福祉社会計画は、2023年度までとなります。現計画の評価、ご意見をいただくため、当審議会は、2021年度まで年1回程度の開催を予定しております。

なお、2020年度の審議会においては、権利擁護部会で審議いただいた成年後見制度利用促進基本計画策定についての報告を行い、2021年度の審議会においては、次期計

画策定に向け、現行の成果指標が適当であったかなどもご審議いただきたいと考えております。

2022年度以降の審議会については、次期計画策定に向け、計6回の開催を予定しております。

皆様の任期は3年となっておりますので、現計画の進行管理、評価をお願いしたいと考えております。

続きまして、3の成果指標でございます。

先ほどお話しさせていただきましたとおり、現計画の評価、意見などを頂戴することになりますので、現在の計画のそれぞれの施策に対する成果指標について説明いたします。

施策1の指標は、福祉推進委員会の設置数です。

福祉推進委員会は、福祉のまち推進センターの基本活動である見守り活動・支え合い活動が地域でよりきめ細やかに行われるよう設置を推進しているものですので、この施策の指標として適切であると考えました。

目標値について、新たに見守りに取り組んでもらうためには、手厚いサポートが必要であるため、急激に増やしていくことが難しくなっております。

そのため、社会福祉協議会とも協議の上、各区において年間三つの単位町内会で設置することを目標として取り組みを進めてまいります。それを10区で6年間続けることで、1,500カ所を目指します。

施策2の指標は、ボランティア活動センターが実施する研修の受講者数としています。市民の主体的参加を推進するための意識の醸成やきっかけづくりとなる研修を進めていきます。

目標値の設定については、計画を策定した2016年の年間の受講者数が近年で最も多かったことから、この受講者数を計画期間、維持することを目標値といたしました。

施策3の指標は、市と見守り協定を締結する事業者数です。

これについては、先方のご意向にもよる部分もありますので、当面、年間1者を目標としております。

施策4の指標は、福祉除雪の地域協力員数です。

近年の利用者数の増加率から、2023年時点の利用者世帯数を6,000世帯と見込み、それに対して必要とされる地域協力員数を計算いたしました。

1人当たりの平均担当世帯1.5世帯を維持するための協力員として、4,000人を目標としております。

施策5については、2017年度まで個別計画としていた生活困窮者自立支援計画を統合した部分となります。

生活困窮者自立支援計画において掲げた五つの計画目標を引き継ぐ形で、五つの指標を設定いたしました。

生活困窮者の新規相談件数、個別支援プラン作成件数、生活困窮者の就労者数について

は、近年の伸び率から、計画最終年である2023年単年度の目標値を設定し、生活困窮者が地域、社会の中で孤立することなく自立に向けた支援につながる取り組みを進めてまいります。

なお、事前に送付させていただいた資料の2017年の参考数値に誤りがありました。

本日、お手元に配付しております数値が正確な数値となります。この場をもって修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

施策6については、今後の国の方向性も踏まえて検討を続けていく必要があるため、数値的な目標は掲げられておりませんが、計画期間内で検討し、仕組みを構築することとしております。

施策7の指標は、心のバリアフリー等に関する市民への周知啓発回数です。

これは、市の出前講座を想定しており、2016年の年実績プラス1回を6年間維持し、30回を目標としております。

施策8の指標は、地域組織への要配慮者避難支援対策事業説明会実施件数です。

災害時に自ら避難することが困難な方が、速やかに避難できるよう、特に支援を要する方たちを掲載した名簿情報を地域の団体へ提供し、災害時の避難支援に役立てていただく要配慮者避難支援対策事業に関する説明会を開催し、避難支援に取り組む団体の増加を目指していきます。基準年よりも2割程度多い年間96回を6年間継続して、576回を目標としております。

このような成果指標の設定をしておりますが、来年以降の審議会において計画の進捗状況の評価、検証をお願いしたいと考えております。

私からの地域福祉社会計画の説明は以上です。

○畑会長 議事3の札幌市地域福祉社会計画2018について、その背景から概要、今後の進捗とスケジュール、そこで行っていく成果指標、評価基準等についてそれぞれご説明いただきましたが、ご質問やご意見があれば、ぜひいただければと思います。

私から、事務局へ改めての確認ですが、2018年度から始まっていて、今は2019年度で2年目に入っているということで間違いありませんか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 間違いありません。

○畑会長 今、計画の2年目に入ったところで、今後のスケジュールでは、2023年度まで、そして、2024年度以降の新計画というところまでお示しいただいております。また、次年度は、この審議会の中で、成果指標に基づいたものをこの審議会でも評価していくことについてもご提案いただいております。皆様、何かご意見等ございますか。

○篠原副委員長 既に2018年度から動き出しているということで、そこも含めて質問します。

今、厚労省などでも、福祉の計画に関しては、ストラクチャー指標ということで、単純にこういった数字だけで目標設定をするのではなく、数字が変わっていくために、しっかりと予算や人員確保など、事業を行っていく構造を整えたかどうかを評価の対象になって

いると思います。そういった意味では、例えば、施策8だとすると、年間96回の説明会を開始しなければなりません。これを10区に直すと結構な回数になってくると思います。

この計画を進めていく上で、区ごとでもいいですし、札幌市全体でもいいですが、特段、予算措置などの取り組みをされているのかどうかをお伺いしたいと思っています。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） それぞれの施策に関して、予算措置はされています。施策を推進するための予算規模や、人員体制は非常に重要な検討事項ですが、様々な施策がある中、この事業にのみ厚い予算措置がされるかということ、難しいところです。

この計画の目標を立てる際には、不透明な部分はできる限り盛り込まないようにしていますが、2021年度の審議会では、成果指標の立て方自体、どういうものが良いのかということについて、皆さんのご意見を頂戴してまいりたいと考えております。

○事務局（木下保健福祉局長） まさに、構造的にきちんとしていなければ、いくらいろいろな目標を立てても、その実現性は大変難しいと思います。国でもいろいろな施策を構築して、財源措置として地方交付税なりという形で構築していただけているというところもありますが、言われていることを完全にやろうとすると、本当に実現可能性があるものなのかどうか、というのは我々としても感じているところがあります。

これまでは、予算組みをして、これをやりますということが非常に多かったと思いますが、それが本当に役立っているのかどうかというエビデンスを持った形で、ただやればいいというか、何となく良さそうだという感じでやる時代ではないのだらうと認識しています。

○畑会長 今、篠原副会長からはストラクチャーについてと、局長からは成果としてどれだけ社会に貢献できているかという話がありました。これは、次回以降の審議会の中の検討事項に含まれていくというご発言をいただいております。

一方で、次年度以降にこの審議会でも中間評価を進めていくときには、皆様から、こういった視点の評価も重要ではないかというご意見をいただきながら、それを次回以降にどんどん反映させていく形で、よりよい計画にしていくことも考えられますので、皆さんから忌憚のないご意見をいただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○倉本委員 今、お話しいただいた中で、ひっかかりを感じた言葉がありました。

できるところからというのは当然のことだと思いますが、できることからやるというのは今までもやってきたと思います。虐待のこともそうですし、認知症の方が放置されたまま体制ばかりが進んでいっても、結局は同じだと感じます。

それであれば、できることから大事だけでも、やらなければならないこと、予算は幾らかかるか知らないけれども、必要なら、まずはそろえなければいけないと思います。やれることは限られているけれども、必要なことからという考えもあると思います。

いろいろとお話を聞いていて、困っている人を支えるための体制の整備や体制づくりがありますが、体制は整っていても、本当に困っている人がそこに結びつくか、掘り起こし

といっても、今までのやり方では見過ごされているからこそ、いろいろな問題が出てきていると思います。

今、何ができるのかというのはぱっと浮かびませんが、今までのことを一旦置きまして、全く違う視点から物を見ていくこともできると、いろいろな考え方が出てくると個人的に思います。

○事務局（木下保健福祉局長） 今、お話がありましたように、体制は結構整っていて、制度も結構できている、ただ、具体的に結びついていかないのではないかという問題意識、課題意識は市長も持っています。それは、我々のPR不足なのか、当事者の方々とつながらないというのはどこに問題があるのかというのは大きな課題として考えていく必要があると思いますが、行政の力だけでそれを全て掘り起こすというのは極めて難しいと思っております。そういった意味での地域での体制整備はさらに進めていかなければいけないのではないかと思っております。

ご指摘がありましたように、必要なことは何かということは見極めていかなければいけないと思っておりますし、新たな課題として出てきている8050問題など、これまではあまり想定されていなかった問題も出てきていますので、それに対してどう対応していくかという新たな観点が当然必要になってくると思います。

○畑会長 ご発言いただいた内容は非常に重要かと思えます。この計画は既に完成されていて、まずはこの計画に基づいてしっかりと進めていくことが重要かと思えます。それで、その進捗状況を審議会ですっきりと評価していくこととなりますので、数値的な部分をしっかりと確認しながら、次年度以降、審議会でも中間評価を行っていく際に、数値的な目標に加えて、それが成果にどのように結びついたかを確認できるような指標などについて検討できるかというところで審議ができれば、ここでの審議が実のあるものに結びついていくと思えます。

今いただいたご意見のように、委員の皆さんのお知恵をいただきながら、ただ計画を評価することだけではなく、札幌市が本当によくなっていくために皆さんのご意見をいただくのは重要だと思えますので、いろいろな視点からご意見をいただきたいと思えます。

他にはいかがでしょうか。

これは、私の個人的な意見になるかもしれませんが、この計画に対する体制がどのように周知されていくのが重要と思っております。

行政の皆さんが各区やいろいろなネットワークを使って周知することは非常に重要だと思いますが、ここにこれだけの委員が集まっております。この委員は、少なくともこの計画について詳しく知る機会を持たたわけですから、委員の方々がこの計画の体制整備が進められているということ、それぞれのネットワークに伝えていただくことが、周知として非常に重要な役割を担っていると思えます。

この会議は公開ということですので、ここでの発言はどこで発言いただいても構わないということになるかと思えます。また、具体的な議事録もホームページで公開されていく

ということでしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 間違いありません。

○畑会長 ですので、議事録等についてもいろいろなところで周知いただいて、こういった計画が広がって、これに基づいて札幌の取り組みが進んでいるのかということも、皆さんのお力をいただきながら広げていきたいというのが私の思いですので、加えさせていただきます。

ほかに何かありませんか。

○加藤委員 この計画ができるちょっと前から、国の政策で我が事・丸ごとというのがあり、非常に簡単に一言で言われてしまっていますが、これは非常に重要なことです。地域においては、人も高齢化し、少なくなってきた、今までのように、行政が、こうやってあげますよ、何をしてあげますよということでは地域福祉は進んでいきません。

そういう方向の中で、今までの指標を見ていくと、役所がつくったので、こういうことを役所がやりますよ、予算もこれだけつけますよ、だからちゃんとやっていますよということで、役所側のアライづくりになりかねないところがあります。倉本委員がおっしゃったのは、まさにそういうことではないかと思えます。できました、できました、しかし、実際にそれが活用されているのか、逆に言うと、なぜ活用されないのかというご議論があったと思えます。

その中で、今までの福祉を変えていく、要するに、恩恵を受ける側、恩恵を与える側という一方的な考え方ではなくて、自助、互助、共助、公助ではありませんが、その辺を地域福祉の中にどこまで盛り込んでいくかが、これからは一番重要になってくるのではないかと思えます。

予算も限られておりますし、人の資源も限られています。その中で、例えば、福祉除雪の問題一つとっても、除雪をしてあげるでは、してもらった人たちは何もしなくてもいいのか、ごみ捨てぐらいは隣でやってあげるなど、そういう細かい仕組みづくりをこれからつくっていかねなければいけないと思えます。ただ単に除雪をしてあげる世帯の協力員を増やしましたということではなくて、一歩進んだ先の姿をどう見せていくか、計画を見せていくかが一番重要ではないかと思えます。

役所のことを責めるわけではありませんが、役所が予算づけをしたからどうのこうのというよりも、それをどうやって血の通った施策にしていくかがこの審議会でも求められているという印象がありましたので、そんなことを皆さん方の頭の片隅に入れていただければということをご意見として述べさせていただきました。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 今後、私どもとしても、行政としてこういう体制をつくりました、このような措置をしまして終わらせるのではなく、それがどのように役に立ったかということを目標にしていかなければならないと考えております。

地域住民の皆様のお力をお借りしながら、困り事を抱える方をどのように繋いでいくかを現計画から進めていき、次の計画ではよりよいものにしてまいりたいと考えております。



次期計画に向け、審議会を通して皆さんからご意見を頂戴してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○畑会長 次回以降、この成果指標に基づいた進捗状況の報告が出てくると思います。そのときに、その数値以外にどういったことを気配りしていけば、この計画が地域に根づいたものになっていくのかということについても、ぜひ皆様からご意見をいただければ、よりアイデアが盛り込まれて、地域に根づいたものになっていくと思いますので、継続的に皆様からご意見をいただきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○小池委員 自分自身は、まちづくり戦略ビジョンに教育の立場から関わっていました。その中で、学校現場として、次世代を担う子どもたちがどうやって町内会等の地域の活動に参画するかも含めてやってきているところです。ですから、これはこれでやっていますし、まちづくり戦略ビジョンがあって、例えば、地域福祉ボランティアや私が勤めていた西岡での取り組みなど、他局もそれぞれ動いているので、そこを意識し、確認をとりながら進めていければいいと感じて聞いておりました。

○畑会長 今日オブザーバーという形で、ほかの計画に携わった事務局にご参加いただいておりますが、次回以降で評価していく際に、そちらの計画での位置づけや取り組み状況について質問したら答えていただくのは可能でしょうか。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） そのような調整をしておりますので、可能でございます。

○畑会長 全体の地域福祉社会計画の位置づけについて、いろいろなご意見をいただいくということをお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○高橋委員 施策3の重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進について、これは企業関係の方が関わっているということですが、私はこの辺を理解していませんでした。地域見守りネットワーク推進会議という組織においては、福まちや町内会、自治会、ボランティア連絡会などとの協定や連絡会議などは持たれるのでしょうか。目標としては15の会社に関わってもらおうというのがありますが、増やしていく予定なのですね。他団体との連携もあわせてお聞きします。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） 地域住民組織の皆様との連携はもちろんのこと、今まで少し弱かった地域事業者の皆様との連携も強くしてまいりたいということで、地域見守りネットワーク会議の中では、セブンイレブンさんなど、地域にいらっしゃる事業者にも参加いただいて、見守り活動を主としてどのような形で協力していけるのかという会議を行っていきたいと考えております。これは、今までは全市でやっておりましたが、各区まで開催を広げてまいりたいと考えております。

○畑会長 ほかにはいかがでしょうか。

○鈴木委員 先日、ほかの会議でも意見をさせていただきましたが、札幌市でも、それぞ

れの町内会でも、一生懸命いろいろなことをやってくださっています。それに感謝もしていますし、すごい取り組みをされていて、本当にありがたいと思っておりますが、当事者に直接響くのが難しいというか、感じていないという現状がありますので、情報がどうやったら届くかというシステムの構築をお願いできればと思います。

それから、みんながみんなインターネットを見られるわけではありませんので、情報難民が結構います。広報さっぽろもそうですが、みんなにポスティングしてください。あなたの住んでいる地域では、こういう取り組みをやっていて、困ったときにはこう連絡をすると情報がとれますなど、そういった初歩的でアナログ的なものでも、みんなが情報を得られるような手作業をしていただくことを切に願います。

○事務局（小関地域福祉推進担当課長） おっしゃるとおり、困っている方にどのように情報を伝えることができるのか、大きな課題と考えます。

特に、拒否される方にどのように伝えていけるのか、難しい課題であると考えております。

○事務局（木下保健福祉局長） 先ほどもお話しさせていただきましたように、制度はあるけれども、支援が必要な方に結びついていかないということがあります。そこについては、いろいろな広報媒体を使ってやっていますが、そのやり方が足りないのかということもあります。また、区役所等でご相談をしていただけると、様々な制度につながられる可能性があると思いますが、そもそも、区役所に対して相談すること自体の敷居が高いのか、あるいは、自分たちが何もなくても行政が情報をきちんと届けなければいけないと思われているのか、何が原因なのか分析していかなければならないと考えています。

中には拒絶される方もいらっしゃいますので、そこは遠くから見守るしかないと思いますが、そうではなく、情報を求めている方がどうして求めているものにたどり着けないのか、どうしていけばたどり着く事ができるのかが、大きな課題であると認識しております。

○畑会長 今のご意見も、非常に重要なことだと思います。

余談になりますが、私がある区長とお話をしていたときに、私から、情報発信も、行政の責任だけではなくて、市民を通じて枝葉のように情報が広がっていくような発信の時代に変っているのではないかということをお話しさせていただいたときに、区長も、そうだとは思いますが、行政としても果たしていきたいということをおっしゃっていました。両方ともがないと、行政だけで何とか頑張っただけで情報を届けるというのは、もしかしたら難しい時代になっているのではないかということが私の個人的な考えです。

そういったところでいうと、基本目標1の施策1の中に課題調整の中核を担う活動者の育成が入っておりますので、こういった方が住民に対面で情報発信できるような力をつけていけば、また情報が届く方が増えていくという期待もできます。もしかしたら、結果的にはこういったところの取り組みが情報発信に結びついていくことが期待されるかもしれません。

ただ、人数などの成果指標から見ると、なかなか見えてきません。その方が育成されて、

どこまで情報が届いたかというところまで確認するのは確かに難しいですが、そういったことについてこの場でご意見をいただければ、活動者を育成していく際に、困っているけれども、情報が届きにくい方への情報発信に非常に大きな力になるかもしれないというのを伝えていくことにつながるかもしれません。今のようなご発言をいただければ、議事録として残し、次に生かしていくことができると思いますので、重要なお意見だと思いました。

ほかにありませんか。

○紙谷委員 私たち民生委員は、微力ですが、今のような些細な問題、悩みごとなどを全て我々が引き受けて、その方の立場に立って相談を受けております。そこで、私たちが求めているものを各関係機関につなぐ役目を私たちは持っております。どんなことでも、相談を受けたら、絶対に逃さないで、徹底的にその方が納得いただけるような解決方法を見つけられるように日々活動しておりますので、ぜひ私たちを利用していただきたいと思っております。

○畑会長 こうした審議会を通じて、新しいネットワークが生まれ、札幌がよりよくなっていけばいいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、以上で議事を全て終了いたしました。

#### 4. その他

○畑会長 最後に、議事4のその他について、全体を通してご意見等はございませんか。

○塚本委員 1年間に1回の審議会ということでしたが、審議会での中間報告が必要だと思えます。1年やって、また次の1年の評価をしていただくというご説明をいただきましたが、半年ぐらいに2回、せめて1回ぐらいの中間報告を審議会で審議する必要があるのではないかと感じました。

○事務局(小関地域福祉推進担当課長) 中間報告をするためのデータは1年単位での集約となることから、1年に1回の審議会としております。

○事務局(富樫総務部長) 今の地域福祉社会計画は、2018年から2023年の6年間の計画になっています。6年間の計画を6年経った段階で振り返るというのは、期間的に余りにも空き過ぎているということで、1年に1回評価をしていくというイメージで考えております。

○畑会長 今日の時点で2018年のデータが上がってきていないのは、まだその集計が間に合っていないということだと思います。今年度は、部会の開催が主になるかと思いますが、次年度以降の審議会での中間の集計が上がってくると思います。そのときに、それぞれの数値等々をしっかりと確認して、審議会の皆さんからご意見をいただければと思います。

ほかに、全体を通して何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○畑会長 それでは、本日の議事は以上になります。多様な意見をいただきながらも、円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。

## 5. 閉 会

○畑会長 それでは、以上をもちまして今年度の審議会を閉会したいと思います。  
ありがとうございました。

以 上